

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	安岡漁港
所在地	下関市安岡本町一丁目、三丁目
指定管理者	団体名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	団体所在地 下関市大和町一丁目16番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	農林水産振興部農林水産整備課
	TEL : 083-231-1260
	E-mail : sgnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定したもので、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。

管理運営業務の実施状況については、利用料金の徴収や施設の使用許可等の手続きに関して一部不備が見受けられましたが、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、また、当初の年間事業計画と比べて利用隻数が増加したことにより、指導等の業務が新たに発生した中、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業者と漁船以外の船舶所有者との間に大規模なトラブルが生じたケースはなく、今後も良好な管理運営業務を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の停係泊が可能な施設として、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に基づき、管理運営業務を適切に実施していました。施設の利用者に対しては漁港利用ルール of 周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。また、施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施されていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

各種支出について適正に処理し、領収書や経理関係書類も整理していました。また、利用料金の徴収や施設の使用許可手続きに関して一部不備がありましたが、指導した後に速やかに改善が図られたことを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況を把握し、利用者の安全確保及び利便性の向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、利用隻数の増加に伴い支出が当初の年間事業計画と比べて増加しましたが、収支のバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや全国漁業協同組合連合会による監査も適切に実施されており、指定管理者として適切と判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	安岡漁港
所在地	下関市安岡本町一丁目、三丁目
指定管理者	団体名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	団体所在地 下関市大和町一丁目16番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に応じ示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	農林水産振興部農林水産整備課
	TEL : 083-231-1260
	E-mail : sgnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定したもので、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。

管理運営業務の実施状況については、利用料金の徴収や施設の使用許可等の手続に関して一部不備が見受けられましたが、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、また、当初の年間事業計画と比べて利用隻数が増加したことにより、指導等の業務が新たに発生した中、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業者と漁船以外の船舶所有者との間に大規模なトラブルが生じたケースはなく、今後も良好な管理運営業務を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の停係泊が可能な施設として、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に基づき、管理運営業務を適切に実施していました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールのお知らせなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。また、施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施されていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

各種支出について適正に処理し、領収書や経理関係書類も整理していました。また、利用料金の徴収や施設の使用許可手続に関して一部不備がありましたが、指導した後に速やかに改善が図られたことを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況を把握し、利用者の安全確保及び利便性の向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、利用隻数の増加に伴い支出が当初の年間事業計画と比べて増加しましたが、収支のバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部問題はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや全国漁業協同組合連合会による監査も適切に実施されており、指定管理者として適切と判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	安岡漁港
所在地	下関市安岡本町一丁目、三丁目
指定管理者	団体名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	団体所在地 下関市大和町一丁目16番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に応示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	農林水産振興部農林水産整備課
	TEL : 083-227-4728
	E-mail : sgnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定したもので、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。

管理運営業務の実施状況については、利用料金の徴収や施設の使用許可等の手続に関して一部不備が見受けられましたが、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、また、当初の年間事業計画と比べて利用隻数が増加したことにより、指導等の業務が新たに発生した中、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業者と漁船以外の船舶所有者との間に大規模なトラブルが生じたケースはなく、今後も良好な管理運営業務を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の停係泊が可能な施設として、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に基づき、管理運営業務を適切に実施していました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。また、施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施されていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

各種支出について適正に処理し、領収書や経理関係書類も整理していました。また、利用料金の徴収や施設の使用許可手続に関して一部不備がありましたが、指導した後に速やかに改善が図られたことを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況を把握し、利用者の安全確保及び利便性の向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、利用隻数の増加に伴い支出が当初の年間事業計画と比べて増加しましたが、収支のバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部基準外はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや監査法人北三会計社による監査も適切に実施されており、指定管理者として適切と判断しました。

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	安岡漁港
所在地	下関市安岡本町一丁目、三丁目
指定管理者	団体名称 山口県漁業協同組合
	代表者 代表理事組合長 森友 信
	団体所在地 下関市大和町一丁目16番1号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に応示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	農林水産振興部農林水産整備課
	TEL : 083-227-4728
	E-mail : sgnourin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

施設の性質上、目標値は設定していません。

■ モニタリングの総合コメント

漁港施設は、本来、漁業根拠地として漁船の停係泊や漁業者の就労条件の確保等のために整備された公共施設ですが、プレジャーボート等による漁港利用のニーズに応えるため、漁港本来の目的を阻害しない範囲内において市長が「漁船以外の船舶」に対して停係泊許可を与えることができる区域を指定したもので、その区域内にある漁港施設及びその背後地等の管理運営について指定管理制度を導入し、漁船とプレジャーボート等による漁港利用の調整を図っています。

管理運営業務の実施状況については、利用料金の徴収や施設の使用許可等の手続に関して一部不備が見受けられましたが、漁業協同組合として船舶の保管に関する知識及び経験を活用して漁業者との適切な調整に努めており、また、当初の年間事業計画と比べて利用隻数が増加したことにより、指導等の業務が新たに発生した中、施設の維持管理等についても適切に行われていることから、総合的に判断して良好と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

漁業者と漁船以外の船舶所有者との間に大規模なトラブルが生じたケースはなく、今後も良好な管理運営業務を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

漁船以外の船舶の停係泊が可能な施設として、その係留許可及び漁船（漁業者）との調整を適切に実施するなど、基本協定の目的に沿った管理運営を行っていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

基本協定及び事業計画に基づき、管理運営業務を適切に実施していました。施設の利用者に対しては漁港利用ルールの周知を図るなど、漁船とプレジャーボート等の漁港利用調整に努めていました。また、施設利用の許可等について苦情・問題は特になかった状況でした。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な管理責任者を配置し、当該施設の管理運営業務を適切に実施されていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

各種支出について適正に処理し、領収書や経理関係書類も整理していました。また、利用料金の徴収や施設の使用許可手続に関して一部不備がありましたが、指導した後に速やかに改善が図られたことを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

定期的に施設や係船等の状況を把握し、利用者の安全確保及び利便性の向上に努めていました。また、緊急時に対応する連絡体制の確立が行われていました。

社会性(環境等への配慮)

港内美化の周知を行うとともに、定期的な清掃活動に努めていました。

事業収支

経済性

事業収支について、利用隻数の増加に伴い支出が当初の年間事業計画と比べて増加しましたが、収支のバランスは均衡を保っており、適正に執行されていました。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

財務諸表等を参考にした経営分析の結果、一部基準外はあるものの、毎年山口県が立入検査を行っていることや監査法人北三会計社による監査も適切に実施されており、指定管理者として適切と判断しました。